

学童保育に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年五月十日

小林正夫

参議院議長山崎正昭殿

学童保育に関する質問主意書

学童保育は、日中保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称である。

学童保育は保護者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援・健全育成を実践する場でもある。

「仕事と子育ての両立」が国を挙げて課題となる中で特に保育園を利用していた家庭にとつては、子どもが卒園して小学校に入学しても保護者が安心して就労・介護・病気治療を継続する上で学童保育は不可欠の制度であり、また母親が小学校入学を機に職場復帰を希望するケースも多いため、地域によつては申請が殺到して待機児童が生じるほど需要が高い。

待機児童になつたり生活圏に学童保育施設がなかつたりして学童保育に入所できないと保護者の就労等に大きな不都合が生じるため、「小一の壁」とも呼ばれ社会問題化しており、「保育園の待機児童問題」と同じく大きな課題もある。

そこで、以下、質問する。

一 学童保育の入所受け入れ義務等の法的根拠である児童福祉法第六条の三第二項が対象とする児童の範囲を明らかにされたい。

二 学童保育への入所希望者数と定数ならびに入所出来ない児童の人数等、学童保育の設置状況および運営の実態を明らかにされたい。

三 「一億総活躍社会」を掲げる中で、学童保育に関する今後の政府の具体的施策を明らかにされたい。
右質問する。